

# 公の施設の貸室使用料減額措置の終了について

現在、区の施設における貸室使用料については、感染防止対策として、貸室の利用人数を定員の50%までに制限した際に、定員制限に伴う利用者負担軽減策として、減額措置を適用していましたが、従前から周知のとおり、減額措置については、令和6年3月31日をもって終了し、同年4月1日から通常どおりの使用料となりますので、ご確認ください。

使用料の取扱い	利用定員50%以下の人数での利用	利用定員50%超の人数での利用
令和6年3月31日まで	減額あり	通常の使用料 (減額なし)
<b>令和6年4月1日から</b>	<b>通常の使用料 (減額なし)</b>	

ご不明な点がございましたら、ご利用の施設にお問い合わせください。

令和6年2月15日 芝地区いきいきプラザ